

函館市明るい選挙啓発話し合い活動推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、選挙の啓発および明るい選挙の推進について話し合うとともに、そのさまざまな活動を通じて市民に選挙に対する意識の向上を働きかけるために行う活動（以下「話し合い活動」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(話し合いグループの登録等)

第2条 函館市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす団体であって話し合い活動を併せて行うものを話し合いグループとして登録をすることができる。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 活動目的、会費等を定めた会則があること。

2 前項の登録を受けようとする団体は、毎年度、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 話し合いグループ登録票
- (2) 当該年度における活動予定表
- (3) 会則（ただし、変更がない限り初年度のみの提出とする。）
- (4) 会員名簿

3 委員会は、前項の書類の提出があったときは、第1項の登録の可否を決定し、その結果を当該書類を提出した団体に通知するものとする。

4 第1項の登録を受けた団体は、委員会の定める日までに話し合い結果報告書を提出しなければならない。

(話し合い活動に対する謝礼)

第3条 委員会は、前条第1項の登録を受けた団体が、話し合い活動として講座、研修会、座談会等（委員会があらかじめ指定したテーマに基づき開催されるものに限る。次項において「対象講座等」という。）を開催した場合は、当該団体に対し、謝礼金を支払うものとする。

2 前項に規定する謝礼金の額は、対象講座等の開催1回につき2,000円とする。

3 第1項に規定する謝礼金は、当該年度における話し合い結果報告書の提出後、一括して支払うものとする。

(補 則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

2 函館市明るい選挙啓発話し合いグループ助成要綱（昭和58年10月1日施行）は、廃止する。